

ケベックのライシテに関する論点と盲点

Pensée et impensés de la laïcité au Québec

ダヴィド・クサンス
David KOUSSENS

要約

過去 20 年近く、ケベックのライシテは政治の世界、さらには学問の世界でも数多くの議論の対象になってきた。「ライシテ」という研究対象はケベックの人文社会科学では長らく周縁に置かれていたが、公共領域における宗教的シンボルの着用をめぐる一連の論争に着目した大量の研究がなされたことで急速に正当性を獲得した。こうしたなかで、ケベックにおけるライシテの認識枠組みにはどの程度の変化をみることができるだろうか。この変化に州政府はどの程度関与してきたのだろうか。これらの問いを起点に、本稿ではまず、宗教的シンボルの着用をめぐる議論がどれだけ急速に学問の世界における「ライシテ」という研究対象の分析を条件づけたのかを明らかにする。そこでは、州政府がライシテに関する知の領域に介入し、ライシテの輪郭を再定義することで、極めて政治的なライシテの表象を正当化しようとしていることが指摘される。本稿では次に、公共空間における宗教的なものの可視性という問題だけに目を向けることで、ケベックのライシテに関する政治と学問の議論が、ライシテに関連するいくつかの重要な論点を見落としてしまっていることを示す。それらはケベックのライシテをめぐる議論において盲点になっている。

はじめに

「みんなの話題」(« Tout le monde en parle »)。これはケベックの有名なバラエティ番組の名前である。ギー・A・ルパージュ (Guy A. Lepage) が司会を務める公共放送局ラジオ・カナダの番組で、毎週 400 万人近くもの視聴者を集めている。あたかも日曜夜のミサのようだが、この番組では芸術、政治、大学などの世界から数多くのパーソナリティを招き、そのときどきの時事問題をあれこれ議論する。有名なお笑い番組、文芸界の最新事情、芸術や政治の狭い業界を騒がせている論争や不祥事、来る選挙などが話題にのぼるわけだが、実はライシテが話題になることもある。

ケベックの大衆に「ライシテ」という言葉が長らく知られていなかったことを思えば、テレビの娯楽番組でライシテが議論されるというのは驚きかもしれない。とはいえこれは、この言葉が 2000 年代半ばに起きた宗教的シンボルの着用をめぐる最初の論争を機に広く用いられ始めたこと、そしてこの論点が近年の議論でも重要な位置を占めていることを如実に物語っている。実のところ、ケベックのライシテはかれこれ 20 年近くのあいだ、政治的な議論のなかで非常に大きく扱われてきた。それに関して政党が作る綱領次第で、選挙の勝敗が決まるほどの重要なテーマになることもある。そしてそのあおりを受けて、ライシテをめぐる議論は学問の世界でも盛んになっている。

とはいえ、ケベックの人文社会科学では、「ライシテ」という研究対象は長らく周縁に置かれていた。すなわち、この研究対象は政治的、社会的な議論のおかげで急速に正当性を獲得したのである。これは、公共空間での宗教的シンボルの着用をめぐる一連の論争だけを取り上げて、その哲学的、政治的、法的な争点、そして社会的影響を分析する研究が、これまで量産されてきたことにもあらわれている。

こうしたなかで筆者は、この半世紀間に「ライシテ」という研究対象がいかに構築されてきたのかに目を向けることで、過去約 20 年間の政治的、社会的な議論がどの程度、ケベックにおけるライシテの認識枠組みを変化させたのかを見定めようと試みてきた。それゆえ本稿では、ケベックのライシテが実際に行ってきた政治的、法的な調整措置について分析するのではなく、むしろケベックのライシテに関する知の枠組みの変化について、いくらか考察を試みることにしたい。本稿は三部構成をとる。

第 1 章では、ライシテがケベックの学術研究において長らく盲点であり続けていたことを示す。これは、諸教会と国家の関係や教育体制に対する伝統

的な諸教会〔訳注：カトリック教会とプロテスタント諸教会〕の影響力をめぐる問題が研究の対象とされてこなかったということではない。学術研究がこれらの現象をケベックのライシテの契機や実践としては、(ほとんど) 分析してこなかったということである。言い換えれば、ライシテに関する学術研究は2000年代半ば以前にもたくさん存在するのだが、そこではライシテという言葉が(ほとんど)使われていないのである。いわば、ライシテという言葉なしにライシテが扱われていたのである。

第2章では、2000年代半ばに起きた公共領域での宗教的シンボルの着用をめぐるケベックで最初の論争——公立学校でシク教徒がキルパンを携帯することの是非をめぐるマルチニ事件¹——が、ケベックのライシテの認識枠組みに変化をもたらしたことを指摘する。それまでとは裏腹に、「ライシテ」という言葉は、国家と宗教の関係に関する学術用語として至るところで使われるようになった。だが本稿では、このように広く使われるようになったものの、2000年代半ば以降の研究ではライシテという問題系の幅が狭められ、公共空間における宗教的なものの可視化という問題ばかりに議論が限定されてしまっていることを示す。

その結果、本稿の第3章で論じるように、ケベックのライシテに関する学問的議論は、ライシテに関連するいくつかの重要な論点を見落としてしまっている。今日ではこうした論点が盲点となっている。

1. ケベックの人文社会科学における盲点としてのライシテ(1970～2005年)

妥当なる調整の危機を受けて、ジェラルド・ブシャール (Gérard Bouchard) とチャールズ・テイラー (Charles Taylor) が委員長を務めた「文化的差異に係る調整の実践に関する諮問委員会」は、2008年に報告書を公開した。委員会はそのなかで、ケベックには「ライシテ」に近い政治的統治の様式があると認めている。ただし、委員会はこのライシテに「暗黙の (implicite)」という形容詞を付けている (Bouchard et Taylor, 2008, p.148)。

ブシャール＝テイラー委員会はこのように「暗黙の」と形容することで、ケベックにはライシテが存在してこなかったと言いたいのではない。反対に、報告書はその少なからぬ紙幅を、ケベックが「開かれた」ライシテを選び取るまでの歴史と法律の歩みを振り返ることにあてている (Bouchard et Taylor, 2008, p.131 以下; 「開かれた」ライシテに関しては、Bouchard et Taylor, 2008, p.141 以下)。すなわち、「暗黙の」と形容することで、ブシャール＝テイラー

委員会はむしろ、法律や憲法上の法的規範として公式に定められていないライシテのことを述べているのである。そうしたライシテは、フランス、メキシコ、トルコ、セネガルなど、ほかの国民国家でも同じように存在している。実際、ケベックの場合は、ブシャール＝ティラー委員会の活動から10年以上経過し、2019年に「国家のライシテに関する法律」²が採択されるまで、「ライシテ」という言葉が法的文書で公式に用いられてこなかったのである。ところで、ケベックのライシテのこうした「暗黙の」性格、すなわち、近年まで法的語彙として長らく存在してこなかったことは、ライシテの人文社会科学的研究にいくつかの影響を及ぼしてきたといえる。

それは第1に、ライシテの学問上の周縁化をもたらし、ライシテは長らく、知識層向けの学芸誌（『マントゥナン』『リベルテ』『パルティ・ブリ』など）でしか論じられてこなかった。しかもそこでは、ライシテはケベックの独立問題に関する党派的な思惑と結びつけられがちで、自由主義国家という政治体制の基本原則とみなされることはまれだった。大学の研究者が学術誌に掲載した論文もわずかながら存在するが、学校制度に宗派性が残っていることからケベックにおけるライシテの存在を否定するものがほとんどだった（例えば Zylberberg, 1986）。とはいえ、重要な例外にも言及しておきたい。法学者のパトリス・ガラン（Patrice Garant）による研究である。ガランは公教育体制のなかに「法的ライシテ」の諸要素を探り、「[当時の] ケベック法は、国家と公権力の純然たるライシテという要請と、民主主義自体が要求する開かれた宗派性という要請をうまく両立させている」という結論を引き出した最初の人物である（Garant, 1969, p.689）。

ケベックの大学では2000年代半ばに至るまで、ライシテに関する修士論文と博士論文がほとんど提出されてこなかったことも指摘しておきたい。1971年から2004年の33年間でたった23本しかないのである（図1）。これらの学位論文は主に歴史学科と宗教学科で提出されており、それらを除けば2000年前後に修士論文が3本、教育学科で提出されているくらいである。そして、それらのうち大多数（23本中17本）は、公立学校における宗教的なものの位置づけを扱っている。

1990年代には、宗教関連の事柄に関心をもつ研究者の仕事は、国家のライシテというより、現代のカトリシズムの変容に関する調査（例えば Lemieux, 1990 ; Lemieux et Montmigny, 1992 ; Baum, 1995）や、より広くケベック人の信仰の変化に関する調査（Lemieux et Milot, 1992）を通して、世俗化の影響に

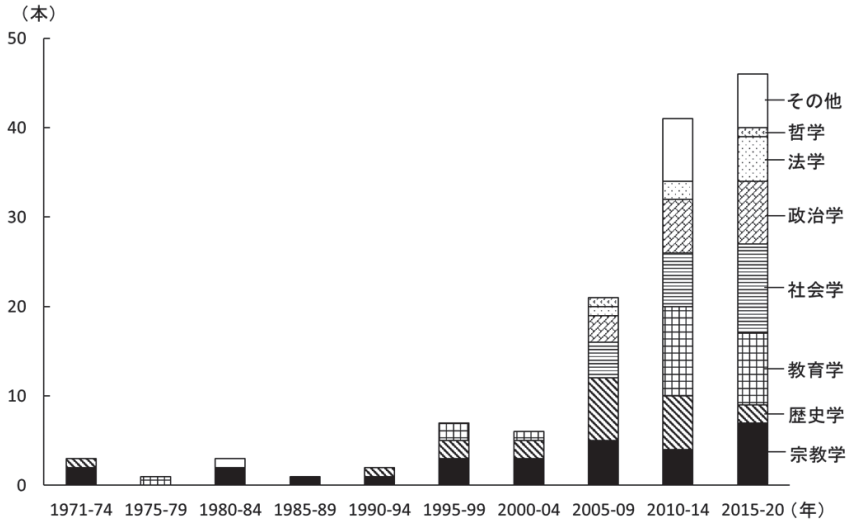


図1 ケベック州内の大学に提出されたライシテに関する学問分野別の博士論文・修士論文数 (1971～2020年)

注) 学問分野は当該論文が提出された学部ないし学科にもとづく。

各大学がホームページで公開している博士論文・修士論文に関する資料により作成

目を向けるものがほとんどだった。国家制度のライシテ化に焦点をあわせる研究が出てくるのは1990年代後半、ジャン＝ピエール・プルー (Jean-Pierre Proulx) が座長を務める「宗教と学校に関する検討委員会」によって、公教育体制の完全な脱宗派化に向けた道が拓かれてからでしかない (Groupe de travail sur les religions à l'école, 1999)。要するに、「ライシテ」という言葉が学術文献のなかで最初に大きく取り上げられるのは1990年代末になってからにすぎない。当時、そうした研究のほとんどが神学と宗教学の雑誌に掲載されたことは「ライシテ」の研究にしては逆説的であり、非常に興味深い。例えば、ライシテに関する初の特集「ライシテへの異なる眼差し」は、神学者のソランジュ・ルフェーヴル (Solange Lefevre) を編者として、1998年の『神学』誌に掲載された。

第2に、ライシテ原則が法的規範に正式に定められていないことで、ケベックの人文社会科学で「ライシテ」という研究対象が長らく不可視化、あるいは周縁化されてきたのだとしても、それは逆説的なことに、ライシテに

関するとりわけ社会学的な知の前進をもたらした。実際、法律や憲法に明記されていなくてもライシテが実質的には存在しうること——それゆえ、ブシャール＝テイラー委員会が論じたように、ライシテは「暗黙の」ものになりうること——を指摘する重要な研究が最初になされたのは、ケベックでのことである。この見方にたてば、ある国家がライシテ原則を履行しているかどうか、あるいはどのように履行しているのかを分析するには、教会と国家の分離、国家の中立性、良心と宗教の自由、市民の精神的平等というライシテの基本原則が統治のなかで実質的に存在しているかどうか、というところに目を向けなければならない。こうした洞察は、とりわけミシュリーヌ・ミロ (Micheline Milot) が2000年代初頭に残した功績である (Milot, 2002)。彼女は法学者のパトリス・ガランがいち早く提示していた方向性と、社会学者のジャン・ボベロ (Jean Baubérot) がフランスのライシテを分析する際に用いた歴史社会学の方法論を組み合わせた。この研究のおかげで、「ライシテ」という言葉の使用を拒んで「世俗主義」(Helly, 2005) や「中立性」(Woehrling, 2007) という用語を好んだり、ケベックがライックたりうる事実さえ否定したりする (Zylberberg, 1995) 数多くの研究者たちと手を切り、たとえライシテ原則がライシテと呼ばれていなくても、ケベックはライックであると分析できるようになったのである。

この考え方では、上述したライシテの基本原則〔訳注：教会と国家の分離、国家の中立性、良心と宗教の自由、市民の精神的平等〕は、当該社会においてライシテが前進しているのか、それとも後退しているのかを測る指標になる。また、政治指導者は国家、政治、社会などの状況に合わせて、ライシテにさまざまな解釈や重要性を与えるわけだが、これらの基本原則を用いれば、ライシテがそれによって多様な形態をとることもわかる。こうした分析のおかげで、ケベックでは「開かれた」あるいは「閉ざされた」ライシテ (Bouchard et Taylor, 2008 ; Maclure et Taylor, 2010 ; Seymour, 2021)、「共和主義的」あるいは「自由主義的」ライシテ、さらには「カト＝ライシテ (catholicalité)」(Lamy, 2015 ; Seymour et Gosselin-Tapp, 2018) など、さまざまなライシテモデルを描き出すことができている。ケベック以外でも、これらの基本原則を指標として用いることで、フランス (Baubérot, 2015 ; Koussens, 2015)、メキシコ (Blancarte, 2022)、さらには日本 (Date, 2014) など、さまざまな国家におけるライシテのあり方、その多元性に光をあてる理念型が作られている (「分離主義的なライシテ」「承認のライシテ」「市民的信仰のライシテ」

など)。

ケベックのライシテ研究は長らく宗教学と歴史学でしかなされていなかったが、このように 2000 年代初頭になると、社会学などの社会科学系の学問分野でも新たに関心を集めるようになった。これが最初の大きな変化である。かくして、ケベックのライシテ研究は突如として、公教育体制の宗派性や脱宗派化とは別の地平でなされるようになった。

2. ケベックのライシテの認識枠組みの変化

図 1 を見返すと、ライシテに関する修士論文と博士論文の数は 2000 年代半ばから増加しており、このテーマへのケベックの学生の関心が飛躍的に高まったことがわかる。この変化は間違いなく、カナダ連邦最高裁判所が 2006 年、先述した「ムルタニ対マルグリット＝ブルジョワ教育委員会事件」について、公立学校で儀礼用のキルパンを携帯することをシク教徒の男子生徒に認める調整措置を正当と認める判決を下したあと、ライシテが政治と社会の議論で突如大きく取り沙汰されるようになったことと関連している。

この判決はケベック州全体で大論争を引き起こした。ライシテをめぐる議論はそれから 15 年近く、一連の出来事に拍車をかけられながら、公的論争の種であり続けている。例えば 2007 年には、「文化的差異に係る調整の実践に関する諮問委員会」(通称「ブシャル＝テイラー委員会」)が設置された。その後も 2009 年に議論があり、2013 年には「ライシテの価値を明確化する憲章」[訳注:「ケベック価値憲章」のこと。当時のケベック党政権が 2013 年に 60 号法案として提案し、公共空間におけるイスラームの宗教的シンボルをめぐる論争を巻き起こした]、2017 年には「国家の中立性に関する法律」の法案が議論を再熱させた。2019 年に採択された「国家のライシテに関する法律」も同じである。

2006 年以降、マイノリティの宗教集団、とりわけムスリムによる信念の表明をめぐる議論は、政治、メディア、コミュニティだけでなく、学問の場でも膠着状態に陥っている。実のところ、こうした状態が議論の型を作りだしている。宗教的なもの(主にイスラーム)の可視性の問題が、ケベックでは学問の世界も巻き込むかたちで、ライシテとは何かをめぐる議論の中心に置かれるようになっており、ケベックのライシテに関する認識枠組みを変化させているのである。これは少なくとも 3 つのレベルでみることができる。

第 1 に、ライシテ研究は 2000 年代末以降、新しい学問分野でもなされる

ようになっている。法学、政治学、社会学、そして少数ではあるがフェミニスト研究や哲学である。これらの研究は、ケベックで採用すべきライシテモデルをめぐる昨今の政治的、法的議論の前提にある規範的、倫理の原則を問い直している。これらの研究は時事的な事柄——議会委員会の作業、フェミニスト団体での議論、一連の法案など——に強い関心を注いでいるため、ここでのライシテの分析は、2006年以降という狭い時間幅で行なわれている。

第2に、イスラームと公務中の宗教的シンボルの着用の問題が中心的に扱われることで、ケベックのライシテがイデオロギーとして再構築されている。これは大学での議論にもみることができる³。そうしたなかで、漠然とした規範としてのライシテ（あるいは宗教的なものの不可視性）が、さまざまな事例のなかでもイスラームの宗教的信念の表明という事例だけに殊更光をあてるかたちで、次第に幅を利かせるようになっていく。簡単に言えば、公務員が業務中に宗教的シンボルを着用することの禁止をめぐる問題だけに、ライシテの解釈枠組みが狭められてしまっているのである。ケベックのライシテ研究において、こうした視点は最近になって現れたものである。なぜなら、これまでのライシテ研究はむしろ、国家（及び教育体制）がカトリック教会やプロテスタント諸教会、すなわち集合的次元での宗教的なものと取り結ぶ関係を扱っていたからである。そして実際、ケベックのライシテが歴史のなかで形作られたのは、こうした集合的次元での宗教的なものとの関係を起点にしてのことだった。

こうした狭いライシテ表象はたちまち認識を大きく規定する力を発揮した。ライシテはその最も分離主義的な側面、すなわち「私的生活空間と公的領域のほぼ『完全な』分断を強調」(Milot, 2008, p.46) して宗教の自由を制限する側面にしか、目が向けられなくなってしまったのである。例えば、ブシャール＝テイラー報告は2008年、「厳格」なライシテモデルと「柔軟」なライシテモデルという区別を設けた (Bouchard et Taylor, 2008 ; Taylor et Maclure, 2010)。だがこれでは、ライシテに関連する法制度の多元性や、国家と宗教の関係の複雑さが見えにくくなってしまっているところがある。

ライシテを宗教的なものの表現の不可視化と同一視するこうした表象は、研究者の間にも少しずつ浸透してきている。果ては、公務中の宗教的シンボルの着用禁止措置を支持する者こそライシテの「擁護者」であり、それに反対する者はライシテの「敵対者」であるなどとする、非常に恣意的でニュアンスを欠いた区別すらなされるようになっていく。

2010年には研究者の署名入りの2つの声明が競い合うようにメディアで公開された。ひとつは日刊紙『ル・ドゥヴォワール』に2010年2月3日に掲載された「多元主義的なケベックのためのマニフェスト」であり、リベラルな立場をとる研究者によるものである(Lamy, 2015)。もうひとつは同じ日刊紙に3月16日に掲載された「ライックで多元主義的なケベックのための知識人宣言」で、これには市民的共和主義と保守的共和主義を糾合させた規範的立場をとる研究者が署名した(Lamy, 2015)。この対立は2013年から2014年、ケベック党政権が提出した「ライシテの価値を明確化する憲章」をめぐる議論の際に顕著に現れた。その後約10年間で、研究者の署名入りの合同公開書簡が10本近く国内メディアで公開された。2020年には「国家のライシテに関する法律」の合憲性を問う法廷闘争で、専門家の研究者が証言を求められたが、同じ対立軸はそうした研究者の間にもみることができた。

かくして第3に、ライシテ研究は分断を伴うものになっており、非常に両極化した立場性が生じている。ケベックにおけるライシテの社会学的研究は、実証調査に依拠しながら、政治的、法的調整の多元性の理解に資するさまざまな理念型を提示するものだった(Milot, 2008 ; Baubérot et Milot, 2011 ; Koussens, 2020)。そうすることで、概念を本質化しないようにしてきたのである。だが近頃では、そうした初期のライシテ研究に正面から異議を唱える研究者さえ出てきている。彼らはライシテに形容詞を付けることを——理解を促すという目的でさえ——断固拒否し、形容詞を付ければ本質を損なうとして、彼らが「真のライシテ」(Rocher, 2013, p.37)、「端的」(Baril et Lamonde, 2013, p.2) ないし「形容詞なし」(Beauchamp, 2011 ; Labelle, 2020)のライシテと呼ぶものを擁護している。こうした見方に立つと、ライシテはあるときは道徳、あるときは個人や集団の倫理に関連する価値観ということになり、さらには哲学とされることさえある。

近年では、フランソワ・ルゴー (François Legault) 首相率いる州政権がライシテをめぐる議論に最も積極的であることは間違いない。だがそれだけではなく、この政権はなかでもライシテ概念の輪郭を再定義して、それを知の領域で正当化することにも力を注いできた。言い換えれば、ケベック州政府は助成金や賞の設立を通して、集合的想像力だけでなく学問の世界においてもライシテを再定義しようとしてきたのである。

例えば州政府は「国家のライシテに関する法律」が2019年に採択されると、「ケベックにおけるライシテを促進する」ための「ライシテ・ギー・ロ

シェ賞」を設立した。政府はここで支離滅裂なことをしている。この賞には、「静かな革命」期に教育のライシテ化に尽力し、今日大きな象徴的資本を持つ研究者〔訳注：ギー・ロシェ (Guy Rocher)〕の名が冠されている。こうして州政府は賞に学問的なお墨付きを与えようとしているわけだが、それでもこの賞がライシテに関する特定の政治的構想の「促進」を目指す党派的なものであることに変わりはない。ちなみに、この賞は毎年、州政府が採択した法律を支持するかたちで公共の知的議論に参画した研究者、活動家、団体に授与されている。

さらに、ケベック州政府は「ライシテに関する知識の発達と普及」を助成する「ライシテ支援プログラム」も設立した。このプログラムは『『国家のライシテに関する法律』で定義されたケベックモデルを周知する』ことを主な目的に掲げているが、これはケベックのライシテなるものが特殊な法律だけに、すなわち特定の範疇に属する州公務員が業務中に宗教的シンボルを着用することを禁じる法律だけに還元されてしまっていることを如実に示している（それは数あるライシテモデルのひとつでしかないはずである）。このプログラムはなかでも、ケベック高等裁判所で2019年法〔訳注：「国家のライシテに関する法律」〕の支持に回った専門家を執筆者とする論集の出版 (Lamonde et Rousseau, 2023)、あるいはこの法的プロジェクトをより一般的に擁護した書籍 (Rousseau, 2020 ; Ferretti et Rocher, 2020) の出版を助成してきた。

3. ケベックのライシテ研究における盲点 (2006 年以降)

ケベックのライシテは、政治的なものによって再構築されたり、公共の議論のなかでメディア化されたりしてきた。だが、最後に本章で主張しておきたいのは、そこでなされてきた焦点のあわせ方では、重要な契機を理解できなくなってしまうということである。実のところ、立法や司法に関連するいくつかの重要な契機が過去20年間で生じており、それらは社会生活に対する法的、政治的規制を宗教的規範から引き離し、ケベックのライシテ化をもたらしてきたのである。それにもかかわらず、先に論じたように、これまでの焦点のあわせ方では、ジャン・ボベロとミシュリーヌ・ミロの類型を使うなら、極めて「分離主義」的なライシテ、あるいは「市民的信仰のライシテ」 (Baubérot et Milot, 2011) というかたちばかりが強調されてきた。しかし、そうすることで、宗教的なものに対して国家（及び法）が自律を獲得してきた

プロセスが見逃されてしまっている。

実際、法のライシテ化（すなわち市民的規範と宗教的規範の分離）の契機は、ケベックのライシテに関する議論と分析では見落とされてしまうことが多い。家族法の改正、中絶の自由化、日曜就労禁止の撤廃、医療的自殺幫助（安楽死）⁴ などに関する法的措置がそうである。しかし、メキシコとアルゼンチンの社会学者、ロベルト・ブランカルテ（Roberto Blancarte）とフアン・クルス・エスキヴェル（Juan Cruz Esquivel）が指摘しているように、社会制度に関する法律は当該社会のライシテ化の度合いを示してくれる。そうした法律の制定は「具体的な価値観に依拠するのであり、私たちはその基盤がライクなものか宗派的なものかを評価し、その微妙な塩梅を読み取ることができる」からである（Blancarte et Cruz Esquivel, 2017, p.201）。すなわち、ジャン・ボベロの類型を使うなら、社会制度に関連する法律はライシテ化の段階（ここでは第3段階）に対応するのである（Baubérot, 2007）。

ここでは、ライシテに関するケベックの学術研究において、盲点になっているものの具体例を2つ紹介しておきたい。同性カップルへの市民婚の開放と、コロナ対策のための法的措置である。

結婚に関して興味深いのは、ケベック高等裁判所が2002年、結婚を異性間に限定する州及び連邦の法制度は平等権に照らして不当とする最初の判決を下したとき、ルムラン判事（Juge Lemelin）が極めて明確に、ゲイの人びとに結婚を開放することをライシテ化と結び付けたことである。

結婚の世俗化は、この制度が市民的なものであり、宗教に規定されるものではないことを考慮するよう、立法者に義務付けている（…）。多文化主義、多様な宗教的信仰、諸制度のライシテ化は、カナダ社会の開放性を証言している。国家は各市民を尊重することに努めねばならないが、いかなる集団もその価値観を押し付けたり、市民的制度を規定したりはできない⁵。

にもかかわらず、同性カップルに結婚が開放されたことをライシテ化の契機として分析した研究（例えば Morin, 2003, p.75 ; Ben Saad, Koussens et Prud'homme, 2020）は極めて少ない。すなわち、結婚の再定義はケベックにおいて、ライシテに関する学術研究における盲点になっているのである。これとは反対に、ベルギーなど一部のヨーロッパ諸国、あるいはメキシコ、エクアドル、アルゼンチンといったラテンアメリカ諸国（Precht Pizarro, 2006,

p.700 ; Blancarte, 2018, p.319) では、市民婚は長らくライシテに関する分析の中心を占めてきた。

さらに、全く異なるテーマだが、2019 年 6 月 16 日の「国家のライシテに関する法律」の合憲性を問う法廷闘争が繰り広げられていた 2020 年には、ライシテに関連するもうひとつの争点が思いがけないところで浮上していた。州政府のコロナ対策は実のところ、宗教団体や信仰を持つ人びとにも大きな影響を及ぼしたのである。

コロナ禍に伴う保健衛生の危機的状況に対応するため、州政府は権利と自由を制限する措置を取り、違反すれば罰金が科されうることになった⁶。こうした制限措置には、礼拝施設での活動の停止や礼拝施設の立入り条件の設定もあり、これはライシテの自由（良心と宗教の自由）、特に信仰を集団で表現する可能性に制限を課すものだった。こうした制限措置はパンデミックの文脈では正当なものとされることができた。しかし、こうした自由がどれだけ議論の死角になってきたか、ライシテに関する分析においていかに完全に見逃されてきたかは強調しておこう。

2020 年 12 月にはもうひとつのライシテ侵害、より正確に言えば、宗教的なものに対する国家の自律獲得に対する侵害が生じた。ケベック州政府はケベック人が家族でクリスマスを祝えるように外出や集会の禁止に例外措置を設けたにもかかわらず、ユダヤ教のハヌカのような同じ時期に催されるほかの祝祭にはそうした特例を認めなかったのである。これが研究者の間にいかなる反応も引き起こさなかったことには驚かされる。しかし、カナダ連邦最高裁判所は賃金労働者に日曜日の休暇を強制する「日曜法」⁷を不当とした判決において、キリスト教の規範に対する国家の自律という原則を明示していたはずである⁸。

最後に結論を述べておこう。たしかに、ケベックのライシテに関するこれらの盲点を克服しようとする研究者が少ないことを悔やむこともできよう。ケベックのライシテの運用ではいまでもキリスト教のエトスが幅を利かせているとされるが、ライシテの運用に関する研究と分析にも同じことが言えるのではないだろうか。しかし、新たな課題が山積している状況は、好奇心をかきたてるものでもある。ケベックのライシテ研究には今日もなお、開拓すべき領野が無数に広がっているということなのだから。

(ダヴィド・クサンス シェルブルック大学)

(翻訳：田中浩喜 日本学術振興会特別研究員 PD)

注

- 1 Multani c. Commission scolaire Marguerite-Bourgeoys, [2006] 1 R.C.S. No 256 (CSC 6). この決定でカナダ連邦最高裁判所は、シク教徒の少年に認められていた妥当なる調整を有効とした。少年は、とりわけ安全面での条件を守るかぎり、儀礼用のキルパンを携帯して学校に通うことを認められていた。
- 2 Loi sur la laïcité de l'État, RLRQ, c. L-0.3.
- 3 2006年から2020年の間、ケベックの大学に提出された博士論文と修士論文のうち、半数強が直接的または間接的にイスラームを扱っている。「倫理・宗教文化」教育、あるいは教育の脱宗派化に関する研究も相当数ある。
- 4 Loi concernant les soins de fin de vie, RLRQ, c. S-32.0001.
- 5 Hendricks c. Québec (Procureur général), [2002] R.J.Q. 2506
- 6 Loi sur la santé publique, RLRQ, c. S-2.2, art. 139.
- 7 Loi sur le dimanche, S.R.C. 1970, c. L-13.
- 8 R. c. Big M Drug Mart, [1985] 1 R.C.S. 295, 336.

参考文献

- BAUBÉROT, Jean (2007) *Histoire de la laïcité en France*, Presses Universitaires de France.
- BAUBÉROT, Jean (2015) *Les 7 laïcités françaises. Le modèle français de laïcité n'existe pas*, Éditions de la Maison des Sciences de l'Homme.
- BAUBÉROT, Jean et Micheline MILOT (2011) *Laïcités sans frontières*, Éditions du Seuil.
- BARIL, Daniel et Yvan LAMONDE (2013) « L'attentisme a assez duré », dans Daniel BARIL et Yvan LAMONDE (dir.) *Pour une reconnaissance de la laïcité au Québec. Enjeux philosophiques, politiques et juridiques*, Presses de l'Université Laval, pp.1-5.
- BAUM, Grégory (1995) « Sécularisation et catholicisme au Québec : analyse d'un débat contemporain », *Religiologiques*, n°11, pp.19-32.
- BEAUCHAMP, Caroline (2011) *Pour un Québec laïque*, Presses de l'Université Laval.
- BEN SAAD, Safa et David KOUSSENS et Benjamin PRUD'HOMME (dir.) (2020) *La religion en droit de la famille. Le religieux comme variable de prise de décision dans un droit familial laïcisé*, Éditions Thémis.
- BLANCARTE, Roberto (2018) « Laicidad en México », dans Roberto BLANCARTE (coord.), *Diccionario de religiones en America latina*, El Colegio de México, pp.319-324.
- BLANCARTE, Roberto (2022) *Democracia y laicidad*, Instituto nacional electoral.
- BLANCARTE, Roberto et Juan CRUZ ESQUIVEL (2017) « Indicateurs de laïcité dans deux démocraties contemporaines Analyse comparative entre le Mexique et l'Argentine »,

- Archives de sciences sociales des religions*, n°177, pp.191-236.
- BOUCHARD, Gérard et Charles TAYLOR (2008) *Fonder l'avenir. Le temps des conciliations. Rapport de la Commission de consultation sur les pratiques d'accommodement reliées aux différences culturelles*, Gouvernement du Québec.
- DATE, Kiyonobu (2014) « De la laïcité de séparation à la laïcité de reconnaissance au Japon? », dans Jean BAUBÉROT, Micheline MILOT et Philippe PORTIER (dir.) *Laïcité, laïcités. Reconfigurations et nouveaux défis (Afrique, Amériques, Europe, Japon, Pays arabes)*, Éditions de la Maison des sciences de l'homme, pp.169-188.
- FERRETTI, Lucia et François ROCHER (dir.) (2020) *Les enjeux d'un Québec laïque. La loi 21 en perspective*, Del Busso Éditeur.
- GARANT, Patrice (1969) « La confessionnalité ou la laïcité du système scolaire public québécois », *Les cahiers de droit*, vol. 10, n°4, pp.671-689.
- Groupe de travail sur les religions à l'école (1999) *Laïcité et religions: perspective nouvelle pour l'école québécoise*, Les Publications du Québec.
- HELLY, Denise (2005) « La gestion de la diversité religieuse au Canada et le cas de l'islam », *Revue marocaine d'études internationales*, n°13, pp.62-87.
- KOUSSENS, David (2015) *L'épreuve de la neutralité la laïcité française entre droits et discours*, Bruylant.
- KOUSSENS, David (2020) «Nationalistic Secularism and the Critique of Canadian Multiculturalism in Quebec», dans Ramona MIEUSEL et Simona PRUTEANU (dir.) *Citizenship and Belonging in France and North America. Multicultural Perspectives on Political, Cultural and Artistic Representations of Immigration*, Palgrave Macmillan, pp.17-32.
- LABELLE, Micheline (2020) « La difficile recherche de la laïcité québécoise », dans Lucia FERRETTI et François ROCHER, *Les enjeux d'un Québec laïque. La Loi 21 en perspective*, Del Busso Éditeur, pp.113-134.
- LAMONDE, Yvan et Guillaume ROUSSEAU (dir.) (2023) *La Loi sur la laïcité de l'État : approfondissements et suites*, Presses de l'Université Laval.
- LAMY, Guillaume (2015) *Laïcité et valeurs québécoises. Les sources d'une controverse*, Éditions Québec Amérique.
- LEFEBVRE, Solange (dir.) (1998) « Autres regards sur la laïcité – Dossier thématique », *Théologiques*, vol. 6, n°1, pp.3-79.
- LEMIEUX, Raymond (1990) « Le catholicisme québécois : une question de culture », *Sociologie et sociétés*, vol 22, n°2, pp.145-164.
- LEMIEUX, Raymond et Micheline MILOT (dir.) (1992) *Les croyances des Québécois*.

- Esquisses pour une approche empirique*, Presses de l'Université Laval.
- LEMIEUX, Raymond et Jean-Paul MONTMINY (1992) « La vitalité paradoxale du catholicisme québécois », dans Gérard DAIGLE et Guy ROCHER (dir.) *Le Québec en jeu. Comprendre les grands défis*, Presses de l'Université de Montréal, pp.575-606.
- MACLURE, Jocelyn et Charles TAYLOR (2010) *Laïcité et liberté de conscience*, Boréal.
- MILOT, Micheline (2002) *Laïcité dans le nouveau monde: le cas du Québec*, Brepols.
- MILOT, Micheline (2008) *La laïcité*, Novalis.
- MORIN, Michel (2003) « La longue marche vers l'égalité des conjoints de même sexe », dans Pierre-Claude LAFOND et Brigitte LEFEBVRE (dir.) *L'union civile : nouveaux modèles de conjugalité et de parentalité au XXIème siècle*, Éditions Yvon Blais, pp.65-101.
- PRECHT PIZARRO, Jorge Enrique (2006) « La laicidad del estado en cuatro constituciones latino-americanas », *Estudios Constitucionales*, vol. 4, n°2, pp.697-716.
- ROCHER, Guy (2013) « La laïcité pour le Québec : quelques arguments », dans Daniel BARIL et Yvan LAMONDE (dir.) *Pour une reconnaissance de la laïcité au Québec. Enjeux philosophiques, politiques et juridiques*, Presses de l'Université Laval, pp.31-39.
- ROUSSEAU, Guillaume (2020) *Loi sur la laïcité de l'État commentée et annotée : philosophie, genèse, interprétation et application*, Éditions RDUS.
- SEYMOUR, Michel (2021) *Raison, déraison et religion. Plaidoyer pour une laïcité ouverte*, Écosociété.
- SEYMOUR, Michel et Jérôme GOSSELIN-TAPP (2018) *La nation pluraliste. Repenser la diversité religieuse au Québec*, Les Presses de l'Université de Montréal.
- WOEHLING, José (2007) « Neutralité de l'État et accommodements : convergence ou divergence ? », *Options politiques*, vol. 28, n°8, pp.20-27.
- ZYLBERBERG, Jacques (1986) « Le droit étatique des minorités religieuses », *Les cahiers de droit*, vol. 27, n°1, pp.57-78.
- ZYLBERBERG, Jacques (1995) « Laïcité, connais pas. Allemagne, Canada, États-Unis, Royaume-Uni », *Pouvoirs*, vol. 75, pp.37-52.